

登山の実施状況等について

令和元年10月25日

高校生の登山のあり方等に関する検討委員会資料

1 那須雪崩事故以降の高校生の登山の実施状況

(1) 平成29年度

①県立高校	計	28件		
うち、部活動		23件	(県内 13件、	県外 10件)
うち、学校行事		5件	(県内 2件、	県外 3件)
②私立高校	計	2件	(県内 2件、	県外 2件)

(2) 平成30年度

①県立高校	計	56件		
うち、部活動		43件	(県内 34件、	県外 9件)
うち、登山アドバイザー帯同		9件	(県内 件、	県外 9件)
うち、学校行事		13件	(県内 10件、	県外 3件)
②私立高校	計	3件	(県内 1件、	県外 2件)

(3) 令和元年度 ※10月25日現在

①県立高校	計	35件		
うち、部活動		30件	(県内 17件、	県外 13件)
うち、登山アドバイザー帯同		17件	(県内 4件、	県外 13件)
うち、学校行事		5件	(県内 4件、	県外 1件)
②私立高校	計	1件	(県内 件、	県外 1件)

2 安全登山の実施に向けた取扱いの変更点等

那須雪崩事故以降、学校教育活動下での登山を安全に実施するため、教育委員会の承認を要する登山の範囲を拡げたほか、審査項目の拡充、その他、様々な取扱いの変更等を実施してきている。主なものとして次が挙げられる。

【平成29年度】

- 県内の標高1,500m以下の山で実施する登山について、事前に教育委員会に届出ることを事実上義務づけた（県外及び県内標高1,500mを超の山で実施する登山は、従前どおり教育委員会の承認を要する）。
- 登山計画書に記載すべき項目（審査項目）を増やし、安全面でのチェックを厳格化した。

【平成30年度（ガイドライン策定以前）】

- 標高にかかわらず、承認申請の対象とし、登山計画審査会において計画内容を審査することとした。
- 登山アドバイザー制度を創設し、県外で実施する登山については全て登山アドバイザーを帯同させることとした。

【平成30年度（ガイドライン策定以降）】

- 県内外を問わず、引率者の経験値や力量、生徒の人数等の条件に応じて、登山アドバイザーの帯同が望ましい登山については、帯同をさせるようにしている。
- 引率者要件を厳しくし、それまでの生徒15人につき1名以上の引率者人数を、生徒10名につき1名以上の引率者をつけることとした（ただし、生徒数にかかわらず、従来から引率教員は最低2名以上としている。）
- 太平山や古賀志山、雨巻山等のルートで登山計画審査会が認めたものについては、登山計画審査会に代わって学校安全課が審査できることとした。

【令和元年度】

- 那須雪崩事故御遺族からの意見を踏まえ、学校安全課が審査することができることとした一部の山で実施する登山について、登山計画審査会で全て審査することとした（ガイドライン改定は今後の予定とし、当面、運用として対応）。
- 遺族からの意見を踏まえ、県内での実施する登山も含め、ガイドラインで登山アドバイザーの帯同を推奨している範囲よりも広範囲に登山アドバイザーを試行的に帯同させることとした。